

知って得する賃貸住宅経営

2010.8.1号

「預かり口座」って何だろう？

今年5月に某テレビ番組で放送され、紹介された「預かり口座」。インターネット上でも、ちょっとした話題になっているようです。今回はその内容有効性について、私見を述べたいと思います。

★預金口座の封鎖・凍結

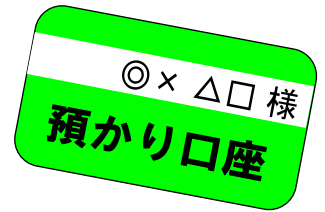
そもそもは銀行が亡くなった人の預金口座を封鎖・凍結することから始まります。銀行は預金した人が死亡したと知ると、その人の全口座を封鎖・凍結します。

これは、相続争いに巻き込まれてしまう可能性を回避するためです。預金した人が亡くなったということは、当然相続人が決まるまでの間は相続人全員がその預金の持ち主ですから、相続人の中の誰かであっても単独でその預金を引き出し、勝手に処分することはできません。銀行がこのことを知りながら特定の相続人の求めに応じて預金の払戻などに応じると銀行もその払戻に加担したような形になってしまい、後々責任問題に発展しかねません。そのため戸籍謄本、遺産分割協議書、法定相続人全員の印鑑証明書などを整えるなど、厳格な手続きの下、その預金がちゃんと相続されたことを確認できるまでは預金そのものが封鎖・凍結されるのです。

★葬儀費用・医療費の支払いが・・・

とはいえ、亡くなった人の葬儀費用や、入院中の医療費の精算など、亡くなった直後は特にお金が入用です。にもかかわらず亡くなった人の預金口座が封鎖・凍結されてしまうとのその支払いにも事欠くことになってしまいかねません。

このためよく行われるのは、亡くなる直前に、あるいは銀行などの金融機関に死亡を知らせる前にその預金を引き出して、手許資金を準備する方法です。でもその預金を引き出すこと自体がなんとなく後ろめたいとか心苦しいと感じる人も多いようです。必要なこととは理解しながらも、あたかも相続財産の一部を隠そうとしているような気持ちになるからです。その上、まとまった預金を現金で引き出そう



とすれば、銀行の本人確認も厳しいご時勢です。

★「預かり口座」の登場

そこで、生前のうちから子供名義の口座などに必要資金を前もって振替え、必要なお金は準備しておけばいいという考え方が生まれます。亡くなった方の口座でなければ自由に引き出し可能だからです。しかしこれが生前贈与なのかどうかは税務署や他の遺族との間で問題となることがよくあります。そこでこれは亡くなった人から預ったものだと通帳の上に明示して誤解を避けようというのが「預かり口座」なるものです。

しかし、巷で宣伝されているように、通帳の上に「誰のお金を預っているのか」をはっきりと記入しさえすれば、贈与税は免れるというのは、ちょっと言いすぎです。預ったお金を払戻し、自分のためなどに自由に使っていた場合には当然贈与となります。たとえそのようなことはなくとも「預かり口座」は間違いなく、亡くなった方の相続財産ですから、相続税の対象となります。このように「預かり口座」と通帳に記入しさえすれば、贈与税が免れるというのは、はっきり言って誇張された表現です。この「贈与税が免れる」という誇張された部分が一人歩きしてしまっている感がありますが、そもそも預かり口座を脱税目的に使用できるわけではありません。かえってこれが無用な誤解を生み、税務署のみならず遺族間でも問題となれば相続争いの種となってしまうかねません。

差して便利というものでもないわけですから、安易に考えるのは危険といえるでしょう。